

地域経済牽引事業の促進による地域の 成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除

1 対象事業者

石川県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者

2 対象区域

地域未来投資促進法に基づく石川県の基本計画に定める津幡町の促進区域（津幡町全域）

3 対象要件等

（1）対象となる事業の種類

石川県の基本計画に定める業種（機械、IT、繊維、農林水産、観光、物流関連等）

（2）取得価格の合計額

1億円以上（ただし、農林業関連業種は5千万円以上）

4 対象となる資産

促進区域内に新設または増設した次の資産

（1）家屋 当該対象施設の用に供する家屋

（2）償却資産 当該対象施設の用に供する構築物

（3）土地 家屋または償却資産（構築物）の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋等の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）

5 課税免除期間

当該固定資産税を新たに課することになった年度以降3箇年度

6 提出する書類

（1）固定資産税課税免除申請書

（2）地域経済牽引計画の承認申請書及び地域経済牽引計画の承認通知書の写し

（3）家屋及び土地、償却資産（構築物）の取得価格を証する書類の写し

（4）対象建物、償却資産（構築物）等の写真

（5）当該事業所の年次別建設計画、設備の整備計画及びそれらの実績を明らかにする書類

（6）資産別の添付書類

家屋

① 建築確認申請書及び検査済証の写し

② 建物平面図、立面図及び事業所用地内の建物配置図

③ 登記事項証明書の写し

土地

① 登記事項証明書の写し

償却資産

① 法人確定申告書及び決算書の写し

② 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（別表16）の写し

※個人にあつては所得税青色申告決算書の減価償却費の計算書の写し

③ 固定資産減価償却内訳明細書（固定資産台帳）の写し

（7）その他参考となる書類（特別償却が行われなかった場合の理由書等）

7 該当期間 計画同意の日～令和5年3月31日

8 申請書の提出期限

工事完了後の翌年1月31日まで

(減価償却に関する書類は、新增設に係る事業の青色申告書を提出後)

提出先・お問い合わせ 〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地
津幡町役場 総務部税務課 固定資産税係
TEL 076-288-2123
FAX 076-288-7935
メール zeimu@town.tsubata.lg.jp